

○新宿区立女神湖高原学園条例

平成16年10月14日

条例第51号

改正 平成17年3月24日条例第5号

平成19年3月23日条例第31号

平成19年10月17日条例第60号

(題名改称)

目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 指定管理者(第4条—第17条)

第3章 校外教育活動(第18条)

第4章 生涯学習活動(第19条—第31条)

第5章 補則(第32条)

附則

第1章 総則

(平19条例60・改称)

(設置)

第1条 新宿区立小学校の児童及び新宿区立中学校の生徒を対象とした校外教育活動(以下「校外教育活動」という。)を行うとともに、区民等に対し、生涯学習活動の場を提供するため、新宿区立女神湖高原学園(以下「女神湖高原学園」という。)を設置する。

(平19条例60・一部改正)

(位置)

第2条 女神湖高原学園の位置は、長野県北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字赤沼平994番地とする。

(平19条例60・一部改正)

(休業日)

第3条 女神湖高原学園の休業日は、毎月の第1火曜日及びその翌日並びに第3火曜日及びその翌日(7月21日から8月31日までの日及び12月28日から翌年の1月5日までの日を除く。)とする。ただし、新宿区教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

2 前項ただし書に定める場合のほか、次条に規定する指定管理者が特に必要と認めるとき

は、委員会の承認を受けて、同項本文に規定する休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(平19条例60・追加)

第2章 指定管理者

(平19条例60・改称・旧第3章繰上)

(指定管理者による管理)

第4条 女神湖高原学園の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(平19条例60・旧第18条繰上・一部改正)

(管理業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務(以下「管理業務」という。)を行うものとする。

- (1) 女神湖高原学園の宿泊又は休憩の用に供する施設(以下「宿泊等施設」という。)、宿泊等施設に附帯する施設(以下「附帯施設」という。)及び女神湖高原学園の設備(以下「設備」という。)の維持管理に関する業務
- (2) 女神湖高原学園における、宿泊及び休憩に関する業務並びに食事の提供に関する業務
- (3) 女神湖高原学園における生涯学習活動の実施に関する業務
- (4) 第22条に規定する利用の承認、第23条に規定する利用の不承認及び第24条に規定する利用承認の取消し等に関する業務
- (5) 第26条に規定する利用料金等の納入、第28条に規定する利用料金の減免及び第29条に規定する利用料金の返還に関する業務
- (6) その他女神湖高原学園の管理に関し、委員会が必要と認める業務

(平19条例60・旧第19条繰上・一部改正)

(公募及び申請)

第6条 委員会は、新宿区教育委員会規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、指定管理者の指定を受けようとする団体を公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、委員会に申請しなければならない。

- (1) 女神湖高原学園の事業計画書(以下「事業計画書」という。)
- (2) その他委員会が必要なものとして規則で定める書類

(平19条例60・旧第20条繰上・一部改正)

(選定の方法及び基準)

第7条 委員会は、規則で定める申請期間内に前条第2項の規定により申請した団体(以下「申請団体」という。)の中から、次に掲げる選定の基準に照らし、女神湖高原学園の管理を行わせるに最も適当と認める団体を、指定管理者となるべき団体として選定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、女神湖高原学園を利用しようとするものの平等な利用を確保するものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、女神湖高原学園における生涯学習活動の実施を確保するものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、女神湖高原学園の利用の承認を受けたものへのサービスの向上を図るものであること。
- (4) 事業計画書の内容が、女神湖高原学園の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費(以下「管理経費」という。)の縮減を図るものであること。
- (5) 当該申請団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。
- (6) その他委員会が女神湖高原学園の指定管理者となるべき団体を選定するために必要と認める基準

(平19条例60・旧第21条繰上)

(選定の結果の通知)

第8条 委員会は、前条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を申請団体に通知しなければならない。

(平19条例60・旧第22条繰上)

(再度の選定)

第9条 委員会は、第7条の規定により指定管理者となるべき団体として選定した申請団体(以下「被選定団体」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該被選定団体を除く申請団体の中から、再び、同条の規定により指定管理者となるべき団体を選定することができる。

- (1) 被選定団体の事情により、指定管理者の指定を受けることが不可能となったとき。
- (2) 新たに判明した事実により、女神湖高原学園の管理を行うことが適当でないと認められるとき。

2 委員会は、前項の規定により指定管理者となるべき団体を再び選定する場合(被選定団体から指定管理者となることを辞退する旨の申出があった場合を除く。)には、前条の規定により選定の結果を通知した被選定団体に対し、速やかに当該通知を取り消す旨を通知しなければならない。

(平19条例60・旧第23条繰上・一部改正)

(指定管理者の指定)

第10条 指定管理者の指定は、被選定団体について、法第244条の2第6項の議決を経た後、行うものとする。

(平19条例60・旧第24条繰上)

(指定管理者の指定等の公告)

第11条 委員会は、次の各号のいずれかの場合には、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

- (1) 前条の規定により指定管理者の指定を行ったとき。
- (2) 第15条の規定により指定管理者の指定を取り消し、又はその管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(平19条例60・旧第25条繰上・一部改正)

(協定の締結)

第12条 新宿区(以下「区」という。)及び指定管理者は、女神湖高原学園の管理に関し、次に掲げる事項について協定を締結しなければならない。

- (1) 事業計画書に関する事項
- (2) 宿泊等施設及び附帯施設(以下「宿泊等施設等」という。)の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する事項
- (3) 管理経費に関する事項
- (4) 管理業務を行うに当たって指定管理者が収集し、保管し、又は利用する個人情報の保護に関する事項
- (5) 法第244条の2第7項の事業報告書(以下「事業報告書」という。)に関する事項
- (6) 第15条の規定による指定の取消し及び管理業務の停止の命令に関する事項
- (7) 女神湖高原学園の管理上区に生じた損害の賠償責任に関する事項
- (8) その他女神湖高原学園の管理に関し、区が必要と認める事項

(平19条例60・旧第26条繰上・一部改正)

(事業報告書の作成及び提出)

第13条 事業報告書は、毎年度終了後30日以内に提出しなければならない。ただし、指定管理者が年度の途中において第15条の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該年度の管理業務を開始した日から当該取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 当該年度の管理業務の実施状況
- (2) 当該年度の宿泊等施設等の利用状況
- (3) 当該年度の利用料金の収入の実績
- (4) 当該年度の管理経費の収支状況
- (5) その他委員会が女神湖高原学園の管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項

(平19条例60・旧第27条繰上・一部改正)

(管理業務等の報告の聴取等)

第14条 委員会は、女神湖高原学園の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理業務又は当該管理業務に係る経理の状況に関し、定期若しくは臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(平19条例60・旧第28条繰上)

(指定の取消し等)

第15条 指定管理者の指定の取消し又は期間を定めて行う管理業務の全部若しくは一部の停止の命令は、次の各号のいずれかの場合に行うものとする。

- (1) 指定管理者が前条の指示に従わないとき。
- (2) その他当該指定管理者による女神湖高原学園の管理を継続することが適当でないと認められるとき。

(平19条例60・旧第29条繰上)

(原状回復の義務)

第16条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、直ちに宿泊等施設等及び設備を原状に回復しなければならない。ただし、委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(平19条例60・追加)

(損害賠償の義務)

第17条 指定管理者は、宿泊等施設等及び設備に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額を減額し、又は免除することができる。

(平19条例60・追加)

第3章 校外教育活動

(平19条例60・追加)

(校外教育活動)

第18条 女神湖高原学園において行う校外教育活動は、次のとおりとする。

- (1) 新宿区立小学校が編成した教育課程に基づき実施する移動教室、学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条第2項の特別支援学級の合同移動教室その他の遠足・集団宿泊的行事において行われる活動
- (2) 新宿区立中学校が編成した教育課程に基づき実施する移動教室、学校教育法第81条第2項の特別支援学級の合同移動教室その他の旅行・集団宿泊的行事において行われる活動
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が校外教育活動として特に認めた活動

(平19条例60・追加)

第4章 生涯学習活動

(平19条例60・章名追加)

(利用できるもの)

第19条 女神湖高原学園は、次に掲げるものが生涯学習活動を行う場合に利用することができるものとする。

- (1) 区内に住所を有する者
- (2) 区内の事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 第1号に掲げる者又は前号に掲げる者が女神湖高原学園を利用する場合のこれらの者に同行する者
- (4) 区民等を対象として生涯学習に関する普及啓発を行う等区が実施する生涯学習の振興のための施策の推進に寄与する活動を行う団体であると委員会が認めたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、文化の発展及び教育の振興を図るため、委員会が特に認めた団体

(平19条例60・追加)

(利用時間)

第20条 女神湖高原学園(附帯施設を除く。)の利用時間は、次の各号に掲げる利用の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 宿泊 利用を開始する日の午後2時から利用を終了する日の午前10時まで

(2) 休憩 午前10時から午後1時まで

2 附帯施設の利用時間は、指定管理者が委員会の承認を受けて別に定める。

3 第1項ただし書に定める場合のほか、指定管理者が特に必要と認めるときは、委員会の承認を受けて、同項本文に規定する利用時間を変更することができる。

(平19条例60・旧第30条繰上)

(利用日数)

第21条 同一のものが連続して女神湖高原学園を利用できる日数は、規則で定める。

(平19条例60・追加)

(利用の承認)

第22条 女神湖高原学園を利用しようとするものは、規則で定めるところにより指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認(以下「利用承認」という。)を行う場合において、女神湖高原学園の管理上必要があると認めるときは、その利用承認に条件を付することができる。

(平19条例60・旧第32条繰上・一部改正)

(利用の不承認)

第23条 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用承認を与えないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 宿泊等施設等及び設備に損害を与えるおそれがあるとき。

(3) その他女神湖高原学園の管理上支障を生ずるとき。

(平19条例60・旧第33条繰上)

(利用承認の取消し等)

第24条 指定管理者は、次の各号のいずれかの場合には、その利用承認を取り消し、その利用承認の内容若しくはその利用承認に付した条件を変更し、又は女神湖高原学園の利用を中止させ、停止させ、若しくは制限することができる。

(1) 利用承認を受けたもの(以下「利用者」という。)が当該承認された利用の取消しを申し出たとき。

- (2) 利用者が当該承認された内容の変更を申し出たとき。
- (3) 利用者の利用が前条第1号又は第2号に該当するとき。
- (4) 利用者が当該承認された内容と異なる利用を行い、又は利用承認時に付された条件（本条の規定により利用承認時に付された条件が変更された場合にあっては、当該変更後の条件）を遵守しなかったとき。
- (5) 利用者の利用がこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は利用者が指定管理者の指示に従わないとき。
- (6) 利用者が偽りの内容により第22条第1項の規定による申請を行う等不正の手段によって利用承認を受けたとき。
- (7) 利用者が災害その他の事故により女神湖高原学園を利用できなくなったとき。
- (8) 公益上必要があると認められるとき。
- (9) その他指定管理者が女神湖高原学園の管理上支障があると認めるとき。

- 2 前項の規定により、利用承認を取り消し、利用承認の内容若しくは利用承認に付した条件を変更し、又は女神湖高原学園の利用を中止させ、停止させ、若しくは制限した場合において利用者に損害が生じても、指定管理者は、その賠償の責めを負わないものとする。ただし、同項第9号に該当する場合は、この限りでない。

（平19条例60・旧第34条繰上・一部改正）

（利用権の譲渡等の禁止）

- 第25条 利用者は、女神湖高原学園を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（平19条例60・追加）

（利用料金等の納入）

- 第26条 利用者は、女神湖高原学園の利用の際に、次条第1項及び第2項に規定する利用料金を、指定管理者に納入しなければならない。

- 2 利用者は、次の各号のいずれかの場合には、次条に規定する利用料金の額を上限として規則で定める額を、指定管理者に納入しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

- (1) 当該利用者が宿泊の利用を行う日の2日前から当該宿泊の利用を行う日までの間に、当該宿泊の利用の取消し又は当該承認された内容の変更(利用する日数又は人数を減ずるものに限る。)の申出を行ったとき。
- (2) 当該利用者が宿泊の利用の取消しの申出を行わずに、当該宿泊の利用を行わなかつ

たとき。

(平19条例60・旧第35条繰上)

(利用料金の決定等)

第27条 第19条第1号から第3号までに掲げる利用者に係る利用料金は、次の各号に掲げる利用者の区分に応じ、当該各号に定める額を上限として、指定管理者が法第244条の2第9項の承認を受けて定める額とする。

(1) 次号に掲げる利用者以外の利用者 別表第1に定める額

(2) 次のいずれかに該当する利用者 別表第2に定める額

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けた場合においては、当該15歳未満の者)で、身体障害者障害程度等級が1級又は2級のものの

イ 東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月20日民児精発第58号)第5条の規定により愛の手帳の交付を受けた者で、判定基準が1度又は2度のものの

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、障害等級が1級のものの

2 第19条第4号及び第5号に掲げる利用者の利用に係る利用料金は、当該利用者の構成員それぞれについて、前項第1号及び第2号中「利用者」を「利用者の構成員」と読み替えて同項第1号及び第2号の規定を適用することにより得られる額に相当する額の合計額を上限として、指定管理者が法第244条の2第9項の承認を受けて定める額とする。

3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

4 指定管理者は、第1項及び第2項の規定により定められた利用料金について、区民等に周知するため必要な措置を講じなければならない。

(平19条例60・旧第36条繰上・一部改正)

(利用料金の減免)

第28条 指定管理者は、規則で定めるところにより、前条第1項及び第2項に規定する利用料金を減額し、又は免除することができる。

(平19条例60・旧第37条繰上)

(利用料金の返還)

第29条 指定管理者は、利用者の責めに帰することのできない事由その他指定管理者が特に必要と認めた事由により利用承認を取り消した場合は、規則で定めるところにより、当

該利用者に係る利用料金の全部又は一部を返還するものとする。

(平19条例60・旧第38条繰上)

(原状回復の義務)

第30条 利用者は、その利用を終了したとき又は第24条第1項の規定により利用承認が取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、宿泊等施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(平19条例60・旧第39条繰上・一部改正)

(損害賠償の義務)

第31条 利用者は、宿泊等施設等及び設備に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額を減額し、又は免除することができる。

(平19条例60・旧第40条繰上・一部改正)

第5章 補則

(平19条例60・旧第4章繰下)

(規則への委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例5・旧第42条繰上、平19条例60・旧第41条繰上・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(新宿区立学校校外施設設置条例の廃止)

2 新宿区立学校校外施設設置条例(昭和46年新宿区条例第18号)は、廃止する。

(経過措置)

3 第20条第1項の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、同条から第23条までの規定の例により行うことができる。

4 この条例による廃止前の新宿区立学校校外施設設置条例第5条第1項の規定により受けたこの条例の施行の日以後の新宿区立学校校外施設の利用に係る承認は、第9条第1項又は第32条第1項の規定により受けた区外学習施設の利用に係る承認とみなす。

附 則(平成17年3月24日条例第5号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月23日条例第31号)抄

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年10月17日条例第60号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中新宿区立区外学習施設条例第26条、第36条第4項及び第41条の改正規定 公布の日

(2) 第1条中新宿区立区外学習施設条例第3条の改正規定 学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日

(3) 第2条の規定 平成20年4月1日

別表第1(第27条関係)

(平19条例60・旧別表第3繰上・一部改正)

施設の区分		利用の区分	利用料金(上限額)
宿泊等施設		宿泊	大人1人1泊当たり 6,000円 子ども1人1泊当たり 5,050円
		休憩	大人・子ども1人1回当たり 400円
附帯施設	体育館		1時間当たり 750円
	レクリエーションホール		1時間当たり 750円
	オリエンテーションホール		1時間当たり 750円
	談話室		1時間当たり 1,000円

備考

- 1 大人とは、13歳以上の者をいう。
- 2 子どもとは、3歳以上13歳未満の者をいう。
- 3 3歳未満の者の利用料金は、無料とする。
- 4 宿泊の利用に係る利用料金は、食事代(朝食1食分及び夕食1食分)を含むものとする。

別表第2(第27条関係)

(平19条例60・旧別表第4繰上・一部改正)

施設の区分	利用の区分	利用料金(上限額)
-------	-------	-----------

○新宿区立女神湖高原学園条例施行規則

平成16年10月14日

教育委員会規則第32号

改正 平成20年2月1日教委規則第10号

(題名改称)

平成22年5月7日教委規則第16号

平成28年3月30日教委規則第5号

令和3年3月30日教委規則第9号

令和7年3月28日教委規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、新宿区立女神湖高原学園条例(平成16年新宿区条例第51号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平20教委規則10・全改)

(公募に際して明示する事項)

第2条 新宿区教育委員会(以下「委員会」という。)は、条例第6条第1項の規定により地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定を受けようとする団体を公募するときは、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 新宿区立女神湖高原学園(以下「女神湖高原学園」という。)の概要
- (2) 条例第5条に規定する管理業務の範囲及び内容
- (3) 条例第6条第1項の規定による公募を開始する日(以下「公募開始日」という。)
- (4) 条例第6条第2項の規定による申請(以下「指定の申請」という。)を行うことができる団体の資格
- (5) 条例第7条に規定する選定の基準
- (6) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (7) 女神湖高原学園の宿泊又は休憩の用に供する施設(以下「宿泊等施設」という。)及び宿泊等施設に附帯する施設(以下「附帯施設」という。)の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する事項
- (8) 女神湖高原学園の事業計画書に記載すべき事項
- (9) 第4条第2項各号に掲げる書類に関する事項
- (10) その他委員会が必要と認める事項

(平20教委規則10・旧第16条繰上・一部改正)

(指定の申請を行うことができる団体の資格)

第3条 指定の申請を行うことができる団体の資格は、次のとおりとする。

- (1) 法人として登記されていること。
- (2) その他委員会が別に定める要件を満たしていること。

(平20教委規則10・追加)

(指定申請書及び添付書類)

第4条 条例第6条第2項の規則で定める申請書は、指定管理者の指定申請書(第1号様式)とする。

2 条例第6条第2項第2号の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 指定の申請を行うことができる団体の資格を有していることを確認することができる書類
- (2) 女神湖高原学園の管理に係る収支計画書
- (3) 女神湖高原学園の管理に係る人員計画書
- (4) 指定管理者の指定を受けようとする団体の案内書
- (5) 指定管理者の指定を受けようとする団体の活動の実績に関する書類
- (6) 指定管理者の指定を受けようとする団体の経営状況を説明する書類
- (7) その他委員会が必要と認める書類

(平20教委規則10・旧第17条・全改)

(申請期間)

第5条 条例第7条の規則で定める申請期間は、公募開始日から30日を経過する日(当該日が新宿区の休日を定める条例(平成元年新宿区条例第1号)第1条第1項に規定する区の休日(以下「休日」という。))に当たるときは、当該日の直後の休日でない日)までとする。

(平20教委規則10・旧第18条・全改)

(選定結果通知書)

第6条 条例第8条の規定による通知は、指定管理者選定結果通知書(第2号様式)により行うものとする。

(平20教委規則10・旧第19条繰上・一部改正)

(選定取消通知書)

第7条 条例第9条第2項の規定による選定の結果の通知を取り消す旨の通知は、指定管理者選定結果取消通知書(第3号様式)により行うものとする。

(平20教委規則10・旧第20条繰上・一部改正)

(指定通知書)

第8条 委員会は、条例第10条の規定により指定管理者の指定を行ったときは、同条の被選定団体に対し、指定管理者指定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(平20教委規則10・旧第21条繰上・一部改正)

(事業報告書の記載事項)

第9条 条例第13条第2項第5号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該年度の女神湖高原学園の利用に関する利用者意見の調査結果
- (2) その他委員会が必要と認める事項

(平20教委規則10・旧第22条繰上・一部改正)

(抽選及び利用の申請等)

第10条 条例第19条第1号から第3号まで及び第5号に掲げるものが、次の各号に掲げる期間を除く期間に女神湖高原学園の宿泊の利用をしようとするときは、利用開始日の2か月前の同日から利用開始日の2日前までの期間内に、新宿区立女神湖高原学園利用申請書(第5号様式。以下「利用申請書」という。))により、指定管理者に申請をするものとする。

- (1) 4月25日から5月10日まで
- (2) 7月15日から8月31日まで
- (3) 12月20日から翌年1月5日まで

2 前項の申請をしようとするものは、同項の申請を行う前に、同項の申請の期間内において利用の予約を申し込むことができる。この場合において、利用の予約の申込みをしたものが、利用の予約の申し込みをした日から起算して14日以内に同項の申請の期間内に指定管理者に同項の申請を行わなかったときは、利用の予約の申込みはなかったものとみなす。

3 条例第19条第1号から第3号まで及び第5号に掲げるものが、第1項各号に掲げる期間に女神湖高原学園の宿泊の利用をしようとするときは、別表第1に定める抽選の申込期間内に、新宿区立女神湖高原学園利用抽選申込書(第6号様式)により、指定管理者に申込みをするものとする。この場合において、一の抽選の申込みについて、利用の申込みをできる日数は次条の規定にかかわらず3泊4日以内とし、利用の申込みをできる室数は、1日当たり5室以内とする。

4 指定管理者は、前項の申込みに対し抽選を行い、その結果を新宿区立女神湖高原学園利用抽選結果通知書(第7号様式。以下「抽選結果通知書」という。))により、通知するもの

とする。この通知は、別表第1に定める抽選結果通知書の発行日に発行するものとする。

- 5 前項の抽選の結果当選した者(以下「当選者」という。)は、別表第1に定める利用の申請の期限までに抽選結果通知書を指定管理者に提出することにより、女神湖高原学園の宿泊の利用を申請するものとする。
- 6 当選者が、前項の期限までに抽選結果通知書を指定管理者に提出しなかったときは、抽選の申込み及び当選の抽選結果はなかったものとみなす。
- 7 第5項による利用の申請が行われた後なお空き室がある場合は、条例第19条第1号から第3号まで及び第5号に掲げるものは、利用開始日の2か月前の同日から利用開始日の2日前までの期間内に、利用申請書により指定管理者に申請することができる。
- 8 第2項の規定は、前項の申請をしようとするものについて準用する。
- 9 条例第19条第4号に掲げるものが、女神湖高原学園の宿泊の利用をしようとするときは、利用開始日の6か月前の同日から利用開始日の2日前までの期間内に、新宿区立女神湖高原学園生涯学習団体利用申請書(第8号様式)により指定管理者に申請をするものとする。この場合において、第1項各号に掲げる期間における利用の申請であって、利用開始日の6か月前の同日から利用開始日の2か月前の同日までの期間内に行う申請については、一団体が申請をできる日数は、次条の規定にかかわらず、3泊4日以内とし、指定管理者は、女神湖高原学園の北棟について1日につき3団体、合計13室の利用を限度として申請を受け付けるものとする。
- 10 第2項の規定は、前項の申請をしようとするものについて準用する。この場合において、第2項中「同項の申請の期間内」とあるのは「利用開始日の6か月前の同日から利用開始日の2日前までの期間内」と読み替えるものとする。
- 11 指定管理者が特に認めたときは、第3項及び第4項の規定にかかわらず抽選の手続きを経ずに、又は第1項、第7項及び第9項の規定にかかわらず利用開始日の2日前まで随時に、利用の申請をすることができる。
- 12 女神湖高原学園の休憩の利用をしようとするものは、当日の施設の利用状況に応じて販売される利用券(第9号様式)の購入をもって、利用の申請及び条例第22条第1項の承認(以下「利用承認」という。)があったものとみなす。
- 13 女神湖高原学園の附帯施設を利用しようとするものは、第1項、第5項、第7項及び第9項の規定による申請時以後に利用申請書により指定管理者に申請することができる。

(平20教委規則10・旧第23条繰上・一部改正、平22教委規則16・一部改正)

(利用日数)

第11条 同一のものが連続して女神湖高原学園を利用できる日数は、6泊7日以内とする。

(平20教委規則10・追加)

(利用の承認等)

第12条 指定管理者は、第10条第1項、第5項、第7項、第9項、第11項及び第13項の規定による申請(以下「利用申請」という。)に対し、利用承認を行ったときは、当該利用申請を行ったものに対し、新宿区立女神湖高原学園利用承認書(第10号様式。以下「利用承認書」という。)により通知するものとする。

2 利用申請(第10条第1項、第7項、第9項、第11項及び第13項の規定によるものに限る。)に対する利用承認は、その順序により行う。

3 利用承認を受けたものは(以下「利用者」という。)は、女神湖高原学園の宿泊の利用に際して、係員に利用承認書及び利用者名簿(第11号様式)を提出しなければならない。

(平20教委規則10・旧第24条繰上・一部改正)

(利用の不承認)

第13条 指定管理者は、条例第23条の規定により利用承認を与えなかったときは、当該利用承認を与えられなかったものに対し、新宿区立女神湖高原学園利用不承認書(第12号様式)により通知するものとする。

(平20教委規則10・追加)

(事前の申出)

第14条 利用者は、次の各号のいずれかの場合には、事前に指定管理者に申し出るものとする。

(1) 身体障害者補助犬を同伴しようとするとき。

(2) その他その利用が指定管理者が女神湖高原学園の管理上事前の申出を必要と認める事項に該当するとき。

(平20教委規則10・旧第25条繰上)

(利用承認の取消し及び変更)

第15条 条例第24条第1項第1号の規定による利用承認の取消しの申出又は同項第2号の規定による利用承認の内容の変更の申出は、新宿区立女神湖高原学園利用取消・変更申請書(第13号様式。以下「利用取消・変更申請書」という。)に利用承認書(休憩の利用にあっては利用券)を添えて行うものとする。

2 指定管理者は、前項の申出に対し承認を行ったときは、前項の申出を行ったものに対し、新宿区立女神湖高原学園利用取消・変更承認書(第14号様式。以下「利用取消・変更承認

書」という。)により通知するものとする。

- 3 利用承認の内容の変更の承認を受けたものは、女神湖高原学園の利用に際して、係員に利用取消・変更承認書を提出しなければならない。

(平20教委規則10・旧第26条繰上・一部改正)

(取消料)

第16条 条例第26条第2項に規定する規則で定める額(以下「取消料」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 利用者が宿泊の利用を行う日の2日前に、宿泊の利用の取消しの申出を行ったとき
取消し前の利用料金の4分の1に相当する額
- (2) 利用者が宿泊の利用を行う日の2日前に、承認された内容の変更(利用する宿泊の日数又は人数を減ずるものに限る。)の申出を行ったとき 変更前の利用料金から利用承認の内容の変更の承認を受けた変更後の利用料金を控除して得た額の4分の1に相当する額
- (3) 利用者が宿泊の利用を行う日の前日に、宿泊の利用の取消しの申出を行ったとき
取消し前の利用料金の4分の3に相当する額
- (4) 利用者が宿泊の利用を行う日の前日に、承認された内容の変更(利用する宿泊の日数又は人数を減ずるものに限る。)の申出を行ったとき 変更前の利用料金から利用承認の内容の変更の承認を受けた変更後の利用料金を控除して得た額の4分の3に相当する額
- (5) 利用者が宿泊の利用を行う日に、宿泊の利用の取消しの申出を行ったとき 取消し前の利用料金に相当する額
- (6) 利用者が宿泊の利用を行う日に、承認された内容の変更(利用する宿泊の日数又は人数を減ずるものに限る。)の申出を行ったとき 変更前の利用料金から利用承認の内容の変更の承認を受けた変更後の利用料金を控除して得た額に相当する額
- (7) 利用者が宿泊の利用の取消しの申出を行わずに、宿泊の利用を行わなかったとき
取消し前の利用料金に相当する額

(平20教委規則10・旧第27条繰上・一部改正)

(利用料金の減額)

第17条 条例第28条の規定による利用料金の減額は、次の各号に掲げる場合に行うものとし、当該場合において行う利用料金の減額は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 新宿区(以下「区」という。)又は委員会が女神湖高原学園の維持管理に関し必要な業

務を行うとき 食事代を控除した額に相当する額の減額

(2) 区又は区の行政委員会がその事業として利用するとき 食事代を控除した額に相当する額の減額

(3) 区又は区の行政委員会と共催する団体が生涯学習事業で利用するとき 5割に相当する額の減額

(4) 区が出資した団体が生涯学習事業で利用するとき 2割5分に相当する額の減額

(5) 新宿区立小学校の児童及び新宿区立中学校の生徒を対象とする部活動で利用するとき 2割5分に相当する額の減額

(6) その他指定管理者が特に必要と認めるとき 5割又は2割5分に相当する額の減額

2 前項に規定する利用料金の減額を受けようとするものは、新宿区立女神湖高原学園利用料金減額申請書(第15号様式)により指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

(平20教委規則10・旧第28条・全改)

(利用料金の返還)

第18条 条例第29条に掲げる事由により利用料金の返還を受けようとするもの並びに次項及び第3項の規定により利用料金の返還を受けようとするものは、新宿区立女神湖高原学園利用料金返還申請書(第16号様式)に利用承認書又は利用取消・変更承認書及び領収書(休憩の利用にあつては利用券又は利用取消・変更承認書)を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、利用者が利用承認の内容の変更の承認を受けた場合において、変更前の納入された利用料金と変更後の利用料金に差が生じたときは、その差額を納入させ、又は返還するものとする。

3 指定管理者は、利用者が利用料金を納入した後に、前条に規定する利用料金の減額が承認された場合において、減額前の利用料金と減額後の利用料金に差が生じたときは、その差額を返還するものとする。

(平20教委規則10・旧第29条繰上・一部改正)

(その他の費用)

第19条 利用者は、利用料金及び取消料のほか、女神湖高原学園の利用に伴う飲食に係る料金その他の費用を別に納めなければならない。

(平20教委規則10・旧第30条繰上)

(遵守事項)

第20条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用承認を受けた女神湖高原学園の施設以外の施設を利用しないこと。
- (2) 許可なく危険若しくは不潔な物品又は動物(第14条の規定により事前に同伴を申し出た身体障害者補助犬を除く。)を持ち込まないこと。
- (3) 許可なく火気を使用し、又は新たな設備を造作しないこと。
- (4) 騒音等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為を行わないこと。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

(平20教委規則10・旧第31条繰上・一部改正)

(入場の制限等)

第21条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者については、入場を拒否し、又は退場を命じることができる。

- (1) 善良な風俗を乱す者
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼす者
- (3) 酩酊^{めいてい}している者
- (4) 騒じょう行為又は示威行為を行う者
- (5) その他女神湖高原学園の管理上支障がある行為を行う者

(平20教委規則10・旧第32条繰上)

(施設内における禁煙)

第22条 女神湖高原学園の施設内での喫煙は禁止とする。ただし、指定管理者が特に認めた場所での喫煙はこの限りでない。

(平20教委規則10・旧第33条繰上)

(代表者による手続)

第23条 この規則に基づく利用申請その他の手続は、女神湖高原学園を利用しようとするもののうちから定めた代表者がこれを行うものとする。

2 この規則に基づき指定管理者が行うべき利用承認その他の行為は、前項の代表者に対して行うものとする。

(平20教委規則10・旧第34条繰上)

(補則)

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、新宿区教育委員会教育長が別に定める。

(平20教委規則10・旧第35条・全改)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(新宿区立学校校外施設設置条例第3条第2項の規定に基づく校外施設の使用に関する規則の廃止)

- 2 新宿区立学校校外施設設置条例第3条第2項の規定に基づく校外施設の使用に関する規則(平成7年新宿区教育委員会規則第2号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 条例第20条第1項の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定管理者の指定に関し必要な行為は、この規則の施行前においても、第16条から第20条までの規定の例により行うことができる。

- 4 第4条及び第23条の規定にかかわらず、平成17年4月分及び5月分の利用の申請は利用開始日の2日前まで随時受け付け、その利用承認は当該利用の申請の順序とする。

(新宿区立学校校外施設設置条例第3条第2項の規定に基づく校外施設の使用に関する規則の一部改正)

- 5 新宿区立学校校外施設設置条例第3条第2項の規定に基づく校外施設の使用に関する規則の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成20年2月1日教委規則第10号)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の新宿区立区外学習施設条例施行規則の規定により作成した様式用の紙で、現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則(平成22年5月7日教委規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月30日教委規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の新宿区文化財保護条例施行規則、新宿区立新宿歴史博物館条例

施行規則、新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則、教育委員会が行う情報公開事務に関する規則、新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則、新宿区立女神湖高原学園条例施行規則、教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則、新宿区立幼稚園条例施行規則及び新宿区における指定管理者の指定の取消し等に伴う管理の業務の特例を定める条例施行規則の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則(令和3年3月30日教委規則第9号)
(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則(令和7年3月28日教委規則第4号)
この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第10条関係)

(平20教委規則10・一部改正)

抽選により申し込みを行う期間	抽選の申込期間	抽選結果通知書の発行日	利用の申請の期限
4月25日から5月10日まで	1月15日から1月25日まで	2月1日	2月14日
7月15日から8月31日まで	4月15日から4月25日まで	5月1日	5月14日
12月20日から翌年1月5日まで	9月15日から9月25日まで	10月1日	10月14日

第1号様式(第4条関係)

指定管理者の指定申請書

年 月 日

新宿区教育委員会 宛て

所在地

申請者 名称

代表者氏名

新宿区立女神湖高原学園条例第6条及び同条例施行規則第4条の規定に基づき、新宿区立女神湖高原学園の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて、申請します。

第2号様式(第6条関係)

指定管理者選定結果通知書

新宿区立女神湖高原学園条例第8条及び同条例施行規則第6条の規定に基づき、新宿区立女神湖高原学園の指定管理者となるべき団体として（選定されました・選定されませんでした）ので通知します。

年 月 日

様

新宿区教育委員会

第3号様式(第7条関係)

指定管理者選定結果取消通知書

新宿区立女神湖高原学園条例第9条及び同条例施行規則第7条の規定に基づき、新宿区立女神湖高原学園の指定管理者となるべき団体として選定した旨の通知を次の理由により取り消しましたので通知します。

<選定取消理由>

年 月 日

様

新宿区教育委員会

第4号様式(第8条関係)

指 定 管 理 者 指 定 通 知 書

新宿区立女神湖高原学園条例第10条及び同条例施行規則第8条の規定に基づき、
年 月 日から 年 月 日まで新宿区立女神湖高原学園の指定管理者として指定を行いましたので通知します。

年 月 日

様

新宿区教育委員会

第5号様式(第10条関係)

新宿区立女神湖高原学園利用申請書

申 請 者	フリガナ氏名								
	住 所								
	電 話								
	在 勤 者	名 称 (所属部・課・係)							
		所 在 地							
		電 話							
利用年月日	年 月 日 ～ 年 月 日 泊 日								
利用人員等	利用日 区分	1泊目	2泊目	3泊目	4泊目	5泊目	6泊目	合計	
		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
	大 人	人	人	人	人	人	人	人	
	子 ど も	人	人	人	人	人	人	人	
	計	人	人	人	人	人	人	人	
今回のご利用者に「身体障害者手帳1・2級」、「精神障害者保健福祉手帳1級」又は「愛の手帳1・2度」をお持ちの方がいる場合は、右欄に人数(内数)を記入してください。	大 人 (内 数)	人	人	人	人	人	人	人	
	子 ど も (内 数)	人	人	人	人	人	人	人	
	計 (内 数)	人	人	人	人	人	人	人	
利 用 室 数	南(区民)棟	室	室	室	室	室	室	室	
	北(学校)棟	室	室	室	室	室	室	室	
	合 計 室 数	室	室	室	室	室	室	室	
附帯施設	レクリエーションホール	時～ 時間	時～ 時間	時～ 時間	時～ 時間	時～ 時間	時～ 時間		
	体 育 館	時～ 時間	時～ 時間	時～ 時間	時～ 時間	時～ 時間	時～ 時間		
	談 話 室	時～ 時間	時～ 時間	時～ 時間	時～ 時間	時～ 時間	時～ 時間		
	オリエンテーションホール	時～ 時間	時～ 時間	時～ 時間	時～ 時間	時～ 時間	時～ 時間		

上記のとおり新宿区立女神湖高原学園の利用を申請します。

申請年月日 年 月 日

指定管理者

女神湖高原学園				郵便はがき									
A 申請代表者名をご記入ください。													
氏名	フリガナ												
	漢字												
住所													
方書	(アパート・マンション名)												
〒													
☎	(市外局番から)		— —										
利用区分	該当に○をしてください	1	区内在住	2	区内在勤								
今回のご利用者に「身体障害者手帳1・2級」、「精神障害者保健福祉手帳1級」又は「愛の手帳1・2度」をお持ちの方がいる時は、右欄に人数を記入してください。						<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>大人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>子ども</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>人</td> </tr> </table>		大人	人	子ども	人	計	人
大人	人												
子ども	人												
計	人												
B 申請代表者が在勤の場合のみご記入ください													
名称													
勤務所在地	新宿区												
先所属部課係													
〒							ダイヤルイン(直通番号)						
☎	03 —		—										
往(裏面)				往(表面)									

必ず切手を貼ってください

新宿区立女神湖高原学園利用抽選申込書(最大3泊まで)							
第1希望	月	日	から	泊			
第2希望	月	日	から	泊			
第3希望	月	日	から	泊			
申込人員	大人	人	南(区民)棟 (4人部屋和室)		室希望 (5室まで)		
	子ども	人	希望室数				
計		人					
南(区民)棟が定員を超えた場合に、北(学校)棟を希望する方は北(学校)棟の希望部屋数も記入してください。							
北(学校)棟の利用(該当の番号に「○」をしてください。)		1	希望する	北(学校)棟		室希望 (5室まで)	
		2	希望しない	(6人部屋和室)			
附帯施設(希望が有る場合下記欄該当に○をしてください)有料です							
1	レクリエーション ホール	2	体育館	3	談話室	4	オリエンテーション ホール
注意事項 1 同一人の重複申し込みが判明した場合は全て無効となります。 2 記載漏れ、誤記等により抽選できない場合は無効となります。 3 申請代表者が区内在住か在勤者でなければ申し込みできません。 このはがきは ①4月25日～5月10日②7月15日～8月31日③12月20日～1月5日の抽選期間専用の申込書です。							
往(裏面)				往(表面)			

裏面も必ず記入してください

第7号様式(第10条関係)

新宿区立女神湖高原学園利用抽選結果通知書

1 当選 利用できる日 月 日～ 泊(人 室)
年 月 日までに下記の申請書を提出して利用の申請
をしてください。なお、指定期日までに申請されなかった場合、当選
は無効となりますのでご注意ください。

2 落選(大変残念ですが今回は落選となりました)
年 月 日

指定管理者

新宿区立女神湖高原学園利用申請書

下表の太線内に人数を必ず記入してください。

申請代表者氏名

予 約 番 号									
		1泊目		2泊目		3泊目			
		月 日		月 日		月 日			
大	人	人	人	人	人	人	人	人	人
子	ど	人	人	人	人	人	人	人	人
ど	も								
計		人	人	人	人	人	人	人	人
障害者等	大 人	人	人	人	人	人	人	人	人
(内数)	子ども	人	人	人	人	人	人	人	人
室	区 民	室	室	室	室	室	室	室	室
数	学 校	室	室	室	室	室	室	室	室
	計	室	室	室	室	室	室	室	室

年 月 日

指定管理者

※ 利用できるのは、当選通知に記載のある宿泊日、人数、室数で
す。

郵便はがき

必ず切手
を貼って
ください

申請者住所

申請者 あて先

復(裏面)

復(表面)

17/28

第8号様式(第10条関係)

新宿区立女神湖高原学園生涯学習団体利用申請書

団 体 名								
団 体 所 在 地								
団 体 代 表 者 氏 名								
利用代表者 (実際に利用する際の 責任者名)	氏名(団体代表者と同じ場合は記入不要)							
	自 宅 住 所							
	自 宅 電 話							
	昼 間 の 連 絡 先							
利用年月日	年 月 日 ～ 年 月 日 泊 日							
利用人員等	利用日	1泊目	2泊目	3泊目	4泊目	5泊目	6泊目	合計
		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	大 人	人	人	人	人	人	人	人
	子 ども	人	人	人	人	人	人	人
	計	人	人	人	人	人	人	人
今回のご利用者に「身体障害者手帳1・2級」、「精神障害者保健福祉手帳1級」又は「愛の手帳1・2度」をお持ちの方がいる場合は、右欄に人数(内数)を記入してください。		大 人 (内数)	人	人	人	人	人	人
		子ども (内数)	人	人	人	人	人	人
		計 (内数)	人	人	人	人	人	人
利用室数 (北<学校>棟に限る)		室	室	室	室	室	室	室

上記のとおり新宿区立女神湖高原学園の利用を申請します。

申請年月日 年 月 日

指定管理者

第9号様式(第10条関係)

利 用 券 (休 憩)			
利 用 日	年	月	日
利用者名 (代表者名)			様
料 金			円
(内障害者等の人数 人)			
	年	月	日
指定管理者			

障害者等の方で、障害者等の利用料の適用を受ける場合は利用施設管理人に必ず手帳を提示してください。

提示が無い場合は、一般料金が適用となりますのでご注意ください。

利用承認番号											
代表者氏名											
利用施設 新宿区立女神湖高原学園											
利 用 日	月 日			利 用 日	月 日			利 用 日	月 日		
利用人数	人			利用人数	人			利用人数	人		
利用室数	南(区民)棟 室 北(学校)棟 室			利用室数	南(区民)棟 室 北(学校)棟 室			利用室数	南(区民)棟 室 北(学校)棟 室		
大人 子ども				大人 子ども				大人 子ども			
※障害者等(内数)				※障害者等(内数)				※障害者等(内数)			
大人 子ども				大人 子ども				大人 子ども			
附帯施設	1	レクリエーションホール	時～ 時間	1	レクリエーションホール	時～ 時間	1	レクリエーションホール	時～ 時間		
	2	体育館	時～ 時間		2	体育館	時～ 時間		2	体育館	時～ 時間
	3	談話室	時～ 時間		3	談話室	時～ 時間		3	談話室	時～ 時間
	4	オリエンテーションホール	時～ 時間		4	オリエンテーションホール	時～ 時間		4	オリエンテーションホール	時～ 時間
利 用 日	月 日			利 用 日	月 日			利 用 日	月 日		
利用人数	人			利用人数	人			利用人数	人		
利用室数	南(区民)棟 室 北(学校)棟 室			利用室数	南(区民)棟 室 北(学校)棟 室			利用室数	南(区民)棟 室 北(学校)棟 室		
大人 子ども				大人 子ども				大人 子ども			
※障害者等(内数)				※障害者等(内数)				※障害者等(内数)			
大人 子ども				大人 子ども				大人 子ども			
附帯施設	1	レクリエーションホール	時～ 時間	1	レクリエーションホール	時～ 時間	1	レクリエーションホール	時～ 時間		
	2	体育館	時～ 時間		2	体育館	時～ 時間		2	体育館	時～ 時間
	3	談話室	時～ 時間		3	談話室	時～ 時間		3	談話室	時～ 時間
	4	オリエンテーションホール	時～ 時間		4	オリエンテーションホール	時～ 時間		4	オリエンテーションホール	時～ 時間
☐ 新宿区立女神湖高原学園条例施行規則第17条第1項第 号により 額を減額する。											
※ ただし、附帯施設についての減額はありません。											

障害者等の方で、障害者等の使用料の適用を受けようとする場合は、施設管理人に必ず手帳を提示してください。

障害者等の手帳の提示が無い場合は、一般料金の適用となりますのでご注意ください。

上記の使用を承認します。

年 月 日

指定管理者

第11号様式(第12条関係)

利 用 者 名 簿

※太線枠内を記入してください。

利 用 月 日	月 日 ～ 月 日	チェックイン/午後 時 分 ・ チェックアウト/午前 時 分
利 用 者 数	名(男 名・女 名)	部屋番号/

氏 名	代表者との関係	性 別	年 齢	住 所	電話番号	職 業	備 考
1	代表者本人						
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

※ 障害者等の方で、障害者等の料金の適用を受けようとする場合は、備考欄に、
 { ①身体障害者手帳1級・2級の方は、「身障1」・「身障2」
 ②愛の手帳1度・2度の方は、「愛1」・「愛2」
 ③精神障害者保健福祉手帳1級の方は「精保1」 } と記入してください。

※ 障害者等の料金の適用を受けようとする場合は、該当者全員の手帳を確認させていただきます。ご提示いただけない場合、承認書に障害者等利用の表示があっても障害者等の料金は適用とはなりませんので、ご了承下さい。

第12号様式(第13条関係)

新宿区立女神湖高原学園利用不承認書

年 月 日

様

指定管理者

年 月 日付けでなされた新宿区立女神湖高原学園の利用について、下記のとおり承認を与えないこととしましたので、通知します。

記

不承認の理由

この決定に不服がある場合には、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、新宿区長に対して審査請求をすることができます(なお、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第13号様式(第15条関係)

新宿区立女神湖高原学園利用取消・変更申請書

利用承認番号									
申 請 者	氏 名								
	住 所								
	電 話								
	在 勤 者	事業所名称 (部・課・課・係)							
		所 在 地							
		電 話							
変更後の 利用年月日	年 月 日 ～ 年 月 日 泊 日								
費 用 後 の 利用人員等	利用日 区分	1泊目	2泊目	3泊目	4泊目	5泊目	6泊目	合計	
		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
	大 人	人	人	人	人	人	人	人	
	子 ど も	人	人	人	人	人	人	人	
	計	人	人	人	人	人	人	人	
今回のご利用 者に「身体障害 者手帳1・2 級」、「精神障 害者保健福祉手 帳1級」又は 「愛の手帳1・2 度」をお持ちの 方がいる場合 は、右欄に人数 (内数)を記入し てください。	大 人 (内 数)	人	人	人	人	人	人	人	
	子 ど も (内 数)	人	人	人	人	人	人	人	
	計 (内 数)	人	人	人	人	人	人	人	
利 用 室 数	南(区民)棟	室	室	室	室	室	室	室	
	北(学校)棟	室	室	室	室	室	室	室	
	合 計 室 数	室	室	室	室	室	室	室	
附帯施設	レクリエーション ホ ー ル	時～ 時間	時～ 時間	時～ 時間	時～ 時間	時～ 時間	時～ 時間		
	体 育 館	時～ 時間	時～ 時間	時～ 時間	時～ 時間	時～ 時間	時～ 時間		
	談 話 室	時～ 時間	時～ 時間	時～ 時間	時～ 時間	時～ 時間	時～ 時間		
	オリエンテーショ ン ホ ー ル	時～ 時間	時～ 時間	時～ 時間	時～ 時間	時～ 時間	時～ 時間		

※ 取消しの場合は、利用承認番号と申請者の欄のみ記入してください。

※ 申請者の変更があった場合は、氏名上段に変更前の申請者の氏名を記入してください。

上記のとおり新宿区立女神湖高原学園の利用承認について取消・変更を申請します。

申請年月日 年 月 日

指定管理者

利用承認番号												
代表者氏名												
利用施設 新宿区立女神湖高原学園												
利用日	月		日		利用日	月		日				
利用人数	人				利用人数	人						
利用室数	南(区民)棟		室		利用室数	南(区民)棟		室				
	北(学校)棟		室			北(学校)棟		室				
	大人		子ども			大人		子ども				
	※障害者等(内数)					※障害者等(内数)						
	大人		子ども			大人		子ども				
附帯施設	1	レクリエーションホール	時～	時間	1	レクリエーションホール	時～	時間	1	レクリエーションホール	時～	時間
	2	体育館	時～	時間	2	体育館	時～	時間	2	体育館	時～	時間
	3	談話室	時～	時間	3	談話室	時～	時間	3	談話室	時～	時間
	4	オリエンテーションホール	時～	時間	4	オリエンテーションホール	時～	時間	4	オリエンテーションホール	時～	時間
利用日	月		日		利用日	月		日				
利用人数	人				利用人数	人						
利用室数	南(区民)棟		室		利用室数	南(区民)棟		室				
	北(学校)棟		室			北(学校)棟		室				
	大人		子ども			大人		子ども				
	※障害者等(内数)					※障害者等(内数)						
	大人		子ども			大人		子ども				
附帯施設	1	レクリエーションホール	時～	時間	1	レクリエーションホール	時～	時間	1	レクリエーションホール	時～	時間
	2	体育館	時～	時間	2	体育館	時～	時間	2	体育館	時～	時間
	3	談話室	時～	時間	3	談話室	時～	時間	3	談話室	時～	時間
	4	オリエンテーションホール	時～	時間	4	オリエンテーションホール	時～	時間	4	オリエンテーションホール	時～	時間
☐ 新宿区立女神湖高原学園条例施行規則第17条第1項第 号により 額を減額する。 ※ ただし、附帯施設についての減額はありません。												

障害者等の方で、障害者等の利用料金の適用を受けようとする場合は、施設管理人に必ず手帳を提示してください。

障害者等の手帳の提示が無い場合は、一般料金の適用となりますのでご注意ください。

上記のとおり新宿区立女神湖高原学園の利用承認について、取消・変更を承認します。

年 月 日

指定管理者

第15号様式(第17条関係)

新宿区立女神湖高原学園利用料金減額申請書

※太線の枠内を記入してください

利用施設	
利用目的	
利用期間	年 月 日 () ~ 月 日 () 泊 日
利用人数	大人 人 (人 × 泊 = 延べ 人) 子ども 人 (人 × 泊 = 延べ 人) 合 計 人
減額理由	
減額金額	@ × 人 × 泊 = 円 @ × 人 × 泊 = 円 合 計 円
備 考	

新宿区立女神湖高原学園条例施行規則第17条第1項第 号の規定に基づき、利用料金の減額を申請します。

年 月 日

指定管理者

申請者(代表者)

団体名

団体所在地

担当者

連絡先

第16号様式(第18条関係)
新宿区立女神湖高原学園利用料金返還申請書

申 請 者	氏 名						
	住 所						
	電 話						
	在 勤 者	事 業 所 名 (部・課・課・係)					
		所 在 地					
	電 話						
返 還 理 由							
納 付 済 の 利 用 料 金	室 料		@	×	延	室	=
	宿 泊 料	大 人	@	×	延	人	=
		子 供	@	×	延	人	=
	納 付 済 の 金 額 合 計 (A)						
取 消 ・ 変 更 ・ 減 額 後 の 利 用 料 金	室 料		@	×	延	室	=
	宿 泊 料	大 人	@	×	延	人	=
		子 供	@	×	延	人	=
	取 消 ・ 変 更 ・ 減 額 後 の 金 額 合 計 (B)						
返 還 請 求 金 額 (A) - (B)				円			

上記のとおり、利用料金の返還を請求します。

申請年月日 年 月 日

指定管理者

第1号様式(第4条関係)

(令7教委規則4・全改)

第2号様式(第6条関係)

(平20教委規則10・旧第13号様式繰上・一部改正)

第3号様式(第7条関係)

(平20教委規則10・旧第14号様式繰上・一部改正)

第4号様式(第8条関係)

(平20教委規則10・旧第15号様式繰上・一部改正)

第5号様式(第10条関係)

(平20教委規則10・追加)

第6号様式(第10条関係)

(平20教委規則10・追加)

第7号様式(第10条関係)

(平20教委規則10・追加)

第8号様式(第10条関係)

(平20教委規則10・追加)

第9号様式(第10条関係)

(平20教委規則10・追加)

第10号様式(第12条関係)

(平20教委規則10・追加)

第11号様式(第12条関係)

(平20教委規則10・追加)

第12号様式(第13条関係)

(平20教委規則10・追加、平28教委規則5・一部改正)

第13号様式(第15条関係)

(平20教委規則10・追加)

第14号様式(第15条関係)

(平20教委規則10・追加)

第15号様式(第17条関係)

(平20教委規則10・追加、令3教委規則9・一部改正)

第16号様式(第18条関係)

(平20教委規則10・追加、令3教委規則9・一部改正)